

第5章 基本構想推進のために

1 協働によるまちづくり

これからの本格的な地方分権社会においては、地域のことは自らが決定し、その責任も自らが負うという視点に立って、まちづくりを進めることが求められます。そのため、まちづくりのあらゆる場面において、市民や事業者の参画を促進するとともに、市民・事業者・行政が各々の役割を分かち合う、協働によるまちづくりを進めていきます。

2 地域の特性を生かしたまちづくり

市民の日常的な活動の多くは、身近な生活圏を中心に展開されており、市民のニーズにきめ細かく対応するとともに、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するためにも、地域ごとに様々な分野の施策を総合的に進めることが必要となります。そのため、市民の参画の下で地域別計画を策定し、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めていきます。

3 行財政運営

多様化・高度化する行政需要や財政状況の悪化など、行政を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このような変化に的確に対応するため、柔軟で機能的な行政組織の確立と職員の資質の向上を図ります。また、地方分権にふさわしい地方財政の確立を国に求めるとともに、自主財源の確保に努めます。さらに、限られた財源を有効に活用するために、行政評価に基づく効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを図ります。一方、広域的に取り組むことによって、行政の効率化と行政サービスの向上が図られるものについては、近隣市や国、府などの関係機関との連携を進めていきます。